

<一般委託>

令和2年度特定外来生物等被害防除業務委託(一般委託)仕様

特定外来生物等対策業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	特定外来生物等及び負傷動物を捕獲し、適正に回収・搬送を行う
2	履行期間	令和2年10月1日から令和3年3月31日
3	施行場所	市指定場所(横須賀市内全域及び市外傷病鳥獣保護機関等)
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律
7	資格要件	平成27年4月1日以降に国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した特定外来生物等被害防除委託業務の契約を元請けとして締結し、完了した実績があること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。
10	その他事項	年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定である。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。 その他、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	環境政策部 自然環境共生課 佐々木 電話:046-822-8528

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

内訳書

(税抜き)

業務名	単位	数量	月額単価(円)	金額(円)
特定外来生物等被害防除業務委託	月	6		

※月額単価、金額欄は、契約者が記入する。

※数量に月額単価を乗じた金額(税抜き)を入札金額とすること。

令和2年度特定外来生物等被害防除業務委託仕様書

横須賀市の特定外来生物等対策業務委託に関する事項を下記のとおり定める。

(総則)

第1条 「神奈川県アライグマ防除実施計画」、「横須賀市タイワンリス防除実施計画」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第9条第1項に基づき、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害等が現に生じており、また、その懸念がある場合に、市からの指示により、速やかに現場に赴き、箱わな(以下「捕獲わな」という。)の設置、捕獲した動物の回収、市が指定する処分施設等への搬送を行う。また、市民等からの要請により、保護の必要があり、保護が可能と認められた野性傷病鳥獣等について、市からの指示により保護者(発見者)に代わり、市が指定する傷病鳥獣救護機関等へ搬送を行う。

(委託期間)

第2条 委託期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとする。

(業務時間)

第3条 受託者の業務は、月曜日から土曜日までの8時30分から17時15分までとする。ただし、市から指示(10回以内を予定)がある場合は、平日の時間外、日曜日及び祝日等の閉庁日についても業務を行う。

(委託区域)

第4条 委託区域は、横須賀市内全域及び市外傷病鳥獣救護機関等とする。

(対象鳥獣等)

第5条 本業務の対象鳥獣は、捕獲許可を受けたアライグマ・ハクビシン・タイワンリス(以下「特定外来生物等」という。)及び病気や怪我をした野生鳥獣等(以下「傷病鳥獣等」という。)とする。

(人員、車輛等)

第6条 受託者は、委託業務を遂行するために必要な人員、捕獲わな以外の物品等及び車輛を確保しなければならない。

(捕獲器具)

第7条 特定外来生物等を捕獲する捕獲わなについては下記のとおりとする。

- (1) 市は受託者に対し、捕獲わなを無償貸与する。詳細は貸与物品特記仕様書の通りとする。
- (2) 市から無償貸与する捕獲わなの使用期間は、本委託契約期間と同一とする。
- (3) 受託者は、回収した捕獲わなについては洗浄、乾燥を行い、保守管理に努めるものとする。

(委託業務内容)

第8条 業務内容は下記のとおりとする。

(1) 捕獲わなの設置等業務

ア 受託者は、市からの捕獲わな設置の指示に基づき、速やかに現場へ赴き、市民等へ「特定外来生物等捕獲わな設置届」裏面の留意事項を説明したうえで、同届出の提出を求め、市が貸与した捕獲わなの設置等を行う。

なお、業務内容については、「留意事項」に沿って事前に市民等に周知する。

また、わなでは捕獲不可能な屋根裏や床下に住み着いた外来生物等の捕獲についても、捕獲が可能な場合は対応する。

イ 受託者は、捕獲わな設置時に①～⑤の調査を必ず行うこと。

① 捕獲わな設置申込者から被害状況や目撃情報を十分に聴取すること。

② 足跡等により潜入経路を把握する。

③ 床下に潜入した形跡がある場合は、床下に潜入し糞や足跡の調査をする。

④ 屋根裏に潜入した場合は、屋根裏に潜入し糞などの調査をする。

⑤ 上記の調査後、捕獲の可能性の高い場所に設置する。

ウ 受託者は、捕獲わなを設置する場所・位置等について、家主或いは所有者と協議し了解を得ること。

エ 外来生物等が捕獲された場合は、新たな捕獲わなを設置する。

(2) 捕獲動物の回収・搬送等業務

ア 受託者は、市からの捕獲動物回収・搬送の指示に基づき速やかに捕獲動物の回収を行い、市が指示する時間（時間は捕獲頭数に応じ、変動）に市の処分施設（横須賀市浦郷町5-2931-106）に搬送する。なお、搬送の際には、動物に付着した衛生害虫の飛散等を防ぐため、捕獲わなをビニール袋等で被うこと。

イ 処分施設での処分後は、アライグマを除き市の小動物火葬施設（横須賀市公郷町1-26）または、横須賀ごみ処理施設（横須賀市長坂5-3878）に搬送する。なお、火葬施設等へ処分動物を搬入する際には、処分動物の爪や歯で袋が破損しないよう十分な強度のある炭酸カルシウム入りポリ袋に動物を入れること。

また、小動物火葬施設等への搬送の際に保健所生活衛生課で処分された犬・ネコ等の動物があった場合、必要に応じて捕獲処分動物と共に処理施設に搬送する。ただし、この場合、捕獲動物と犬・ネコ等の伝票は分けて手続きを行うこと。

ウ 回収時に特定外来生物等以外の鳥獣の捕獲が確認された場合は、速やかに放野すること。

(3) 献体提供

アライグマについては、研究機関に献体提供するため、処分後は2重のビニール袋で覆い、市の処分施設内の指定場所に格納する。なお、捕獲した個体を識別するために、ビニール袋には捕獲された日、場所、台帳番号を明記し、同事項を台帳に転記すること。

なお、指定場所へ格納後の管理及び研究機関への郵送は本業務に含まない。

(4) 捕獲わなの点検（確認・教示・助言）、撤去

ア 受託者は、市からの捕獲わな点検（確認）の指示に基づき、速やかに現場へ赴き、市民等へ貸し出した捕獲わなの作動状況を確認し、必要に応じ、捕獲わなを交換すること。

イ 受託者は、市からの捕獲わな点検（教示）の指示に基づき、速やかに現場へ赴き、市民等へ貸し出した捕獲わなの使用方法を教示すること。

ウ 受託者は、市からの捕獲わな点検（助言）の指示に基づき、市民等が希望する捕獲わな設置場所の範囲内で捕獲に有効と思われる場所を選定し、適切に捕獲わなを設置できるよう助言すること。

エ 受託者は、市からの捕獲わな撤去の指示に基づき、速やかに現場へ赴き、市民等へ貸し出した捕獲わなの撤去を行うこと。

(5) 傷病鳥獣等の搬送

ア 受託者は、市からの傷病鳥獣等の搬送指示を受けたときは速やかに現地へ赴き、傷病鳥獣等の保護・搬送を行う。

なお、保護時の傷病鳥獣等の状況により、自力での生存が可能と判断できる個体については、傷病鳥獣救護機関等に搬送せず、放野とする。

イ 受託者は、現場における傷病鳥獣等の対応状況について、直ちに市へ電話で報告し、傷病鳥獣救護機関等へ搬送する場合は、市が傷病鳥獣救護機関等へ送付する「神奈川県傷病鳥獣保護記録票」を記入できるよう、保護時の状況・処置状況等について併せて報告すること。

ウ 受託者は、治療後の鳥獣等について傷病鳥獣救護機関等から引取りの連絡があった場合は、市からの指示に基づき、当該傷病鳥獣救護機関等へ赴き、鳥獣等を引取り後、当該鳥獣等が保護された地域に放野すること。

(6) その他

ア 受託者は、業務を行う際、市から交付された「従事者証」を常に携帯すること。

イ 依頼場所が市内全域であり、突発的・緊急的・不定期的に要請が生じるが、1時間程度で依頼場所に行ける体制を整えること。

また、市から指示を受けた業務を当日中に行えない場合は、申込みをした市民等へ実施の日時等について当日中に必ず連絡すること。

ウ 受託者は、捕獲および回収・搬送業務にあたり、事故等のないよう安全に充分留意し、危険が伴うと判断したときは、市と協議して適切な措置を講ずること。

(報告等)

第9条 受託者は、市に次の報告をすること。

(1) 受託者は、市民等から提出された書類については、捕獲実績の有無に関わらず

回収の後、市に提出すること。

(2) 受託者は、日々の業務終了後、実施業務内容について「外来生物等防除受付票」の報告欄に必要事項を記入し、市にFAXで報告すること。

(3) 受託者は、1ヶ月の委託業務が完了したとき、翌月10日までに「実績報告書」を市に提出すること。

(留意事項)

第10条 委託業務等を行う際には、以下のことに特に留意すること。

(1) アライグマ、ハクビシン等の野生動物は凶暴であり危険が伴うため、そのことを常に認識し、安全に十分配慮すること。

(2) 野生動物を取扱う際は、軍手等を必ず身に付け、衛生状況に十分注意を払い手洗い等の事後予防を実施すること。

(その他)

第11条 この仕様書に定めのない事項及び作業に関しては、双方で協議して定めるものとする。

貸与物品特記仕様書

(物品及び数量)

第1条 委託者は、その所有する次の物品を受託者に無償で貸与する。

鳥獣捕獲わな

アライグマ・ハクビシン用 約 493 台 (うち約 357 台は設置済み)

幅 26.5cm×高 31.5cm×奥行 81.5cm、約 6 kg (折畳み式)

タイワンリス用 約 1,266 台 (うち約 574 台は設置済み)

① 幅 18.0cm×高 13.5cm×奥行 38.0cm、約 1 kg

② 幅 18.5cm×高 13.5cm×奥行 35.5cm、約 1 kg

③ 幅 18 cm×高さ 13 cm×奥行 33 cm、約 940 g

④ 幅 13 cm×高さ 12 cm×奥行 36 cm、約 650g

(貸出目的)

第2条 委託者が受託者に対して貸与する、前条の物品 (以下「捕獲わな」という。)

については、特定外来生物等の捕獲用として利用し、その他の用途には使用しないこと。

(貸出期間)

第3条 貸与する期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとする。

(借受者債務等)

第4条 受託者は捕獲わなを善良な管理者としての誠意を持って維持保管に努めること。

2 受託者は、捕獲わなに委託者が指示する表示をしなければならない。

3 受託者は、委託者の承諾がなければ、捕獲わなの現状を変更してはならない。

4 受託者は、捕獲わなが全部又は一部き損した場合は直ちに委託者に報告し、修繕等が必要となった場合、原則としてその費用は受託者が負担する。ただし、委託者が受託者に貸与した時点で捕獲わなの一部がき損していた場合は、この限りではない。

5 捕獲わなを回収した時には、洗浄、乾燥を必ず行うこととする。

(返却等)

第5条 受託者は第3条に定める貸出期間満了時には、捕獲わなを借り受けた状態で委託者に返却すること。

(事故等の防止)

第6条 受託者は捕獲わなに係る事故を防止するため、自己の責任のもとその扱いには十分な措置を講ずることとする。

令和元年度 特定外来生物等対策業務委託 月別件数

	わな設置 (台数)				回収 (頭数)				わな撤去 (台数)			点検 (件数)	傷病 (件数)					
	アライグマ	タイワンリス	ハクビシン	計	アライグマ	タイワンリス	ハクビシン	計	アライグマ	タイワンリス	計		動物園搬入	動物園引取	放鳥獣	キャンセル	死亡	計
4月	17	15	4	36	18	136	22	176	22	26	48	37	4	0	0	0	0	4
5月	20	26	10	56	10	92	14	116	42	68	110	21	5	0	2	0	0	7
6月	24	30	3	57	16	123	4	143	17	14	31	12	13	0	1	1	0	15
7月	37	24	10	71	18	82	20	120	10	9	19	9	7	0	0	1	0	8
8月	9	24	5	38	11	71	4	86	35	14	49	13	3	0	0	1	2	6
9月	11	8	13	32	6	53	0	59	14	9	23	11	5	1	1	2	0	9
10月	9	18	5	32	19	69	10	98	14	17	31	11	3	0	0	0	0	3
11月	20	23	11	54	23	146	5	174	19	15	34	23	9	0	2	0	0	11
12月	16	23	9	48	2	170	21	193	27	15	42	16	7	0	2	1	1	11
1月	5	22	19	46	4	227	16	247	9	9	18	17	1	2	0	0	0	3
2月	5	15	6	26	8	196	16	220	14	13	27	13	4	0	0	2	1	7
3月	6	4	8	18	6	136	25	167	24	26	50	25	3	1	1	2	2	9
合計	179	232	103	514	141	1501	157	1799	247	235	482	208	64	4	9	10	6	93

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。